

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年12月7日認可した。

平成30年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒淵地区
〃	農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）寺井地区
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）摺木原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）畑灌谷ブロック地区